

こ 成 保 第 2 4 8 号
6 文科初第 2 7 6 3 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

都道府県知事
都道府県教育委員会教育長
各 指定都市・中核市市長
指定都市教育委員会教育長 御中 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
文部科学省初等中等教育局長

保育所・幼稚園・認定こども園等における
継続的な経営情報の見える化について（通知）

平素より、子ども・子育て支援施策の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

今般、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）が令和 6 年 6 月 12 日に公布され、その中で、保育所等における継続的な経営情報の見える化（以下「経営情報の見える化」という。）の制度が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。また、これに伴い、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和 7 年政令第 140 号。以下「改正政令」という。）及び「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係法令の整備に関する内閣府令」（令和 7 年内閣府令第 35 号。以下「改正府令」という。）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されたところです。

さらに、経営情報の見える化の運用について、施設・事業者が経営情報の報告を行うとともに、都道府県知事が分析・公表を行うためのプラットフォームとして、「子ども・子育て支援情報公表システム」（通称「ここ de サーチ」。以下「本システム」という。）を独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）において改修し、令和 7 年 4 月 1 日から運用することとしましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。

これらを踏まえ、本制度の趣旨を明確化するとともに、本制度の運用に当たり留

意すべき点等を下記のとおり定めたので、御了知の上、適正な実施を期していただくようお願いいたします。

本件について、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）に、都道府県教育委員会におかれましては、管内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に、それぞれ御周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 制度の趣旨

令和 4 年 12 月の公的価格評価検討委員会において示された基本的な考え方を踏まえ、他分野の動向も参考に、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議・専門家会議を令和 5 年 1 月から開催し、それぞれ[報告書](#)を令和 5 年 8 月及び令和 6 年 3 月に取りまとめつつ、第 213 回通常国会に改正法案を提出し、成立したところです。

これらの検討の経緯等を踏まえれば、経営情報の見える化の主たる目的は、幼児教育・保育に従事する保育士・幼稚園教諭等（以下「保育士等」という。）の処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた、公定価格の改善を図ることにあります。

加えて、行政機関においては、以下のようなことが実現されることも目的としています。

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等での幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する、国民の正確な理解の促進
- ・ 人口減少の進展、保育人材の不足、デジタル化の進展、物価・光熱水費の上昇等の社会情勢や経営環境の変化が、施設・事業者の経営に与える影響を踏まえた的確な支援策の検討
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営情報の分析を踏まえた、幼児教育・保育政策の企画・立案

また、継続的な見える化により、情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず、以下のような幅広い関係者にとっての波及的な効果も期待できます。

- ・ 保護者や子育て家庭にとって、施設・事業者の比較・検証を可能とし、自身のニーズに適した子育て支援の選択を支援
- ・ 保育士等の求職者にとって、施設・事業者の比較・検証を可能とし、職場の選択やキャリアの検討を支援

- ・ 施設・事業者にとって、業界全体や同じようなカテゴリーの平均的な経営指標を参考とすることで、自ら行う経営分析・改善等を促進
- ・ 研究者による学術研究や政策提言、民間の支援団体等による第三者的見地に基づく幼児教育・保育に資する施策の企画・立案・検証の活性化

第2 制度の内容

I 対象について（法第 58 条第 1 項）

経営情報の見える化は、上記の主な目的に照らし、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」といい、改正法による改正後のものを指す。）に基づく、子どものための教育・保育給付（施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費）を受ける、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者がその対象となります。

なお、施設型給付を受けない幼稚園に係る取扱いにつきましては、下記「第 4 その他留意事項について I 施設型給付を受けない幼稚園に係る取扱いについて」を参照してください。

II 経営情報の報告について（法第 58 条第 2 項、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「政令」といい、改正政令による改正後のものを指す。）第 21 条第 2 項、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」といい、改正府令による改正後のものを指す。）第 50 条の 2 関係）

（1）経営情報の報告（法第 58 条第 2 項関係）について

法第 58 条第 1 項において、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に対して、教育・保育の提供の開始に際して、その提供する教育・保育に係る教育・保育情報（教育・保育の内容及び教育・保育を提供する施設又は事業者の運営状況に関する情報であって、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定めるものをいう。）を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告することを義務付けているところ、これに加えて、新たに、政令で定めるところにより、毎事業年度終了後 5 カ月以内に、当該事業年度に係る特定教育・保育設置者等経営情報（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所ごとの収益及び費用その他内閣府令で定める事項。以下「経営情報」という。）を教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告することが義務付けられました。

(2) 経営情報の報告の方法（政令第 21 条第 2 項関係）について

上記（1）の政令で定める経営情報の報告の方法については、同条第 1 項の規定による報告と同様、施設又は事業所（以下「施設等」という。）の所在地の都道府県知事が定めることとされました。

(3) 経営情報として報告する事項（府令第 50 条の 2 関係）について

上記（1）の内閣府令で定める事項については、府令において、経営情報として報告を求める事項について新たに別表第 3 を規定し、これに掲げる項目について報告を求めることとされました。

これは、令和 5 年度に開催された「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する専門家会議」において令和 6 年 3 月に取りまとめられた報告書（以下「専門家会議報告書」という。）において、報告を求める項目の検討においては、「政策検討への活用可能性」の観点のみならず、「施設・事業者の事務負担」の観点についても十分に配慮すべきこと、及び具体的な項目としては、①施設・事業者の基本情報、②人員配置、③職員給与、④収支の状況、⑤人的資本に関する事項、について具体的な検討が行われたことを踏まえ、規定されたものです。

○別表第三（第五十条の二、第五十二条関係）

一 施設等の名称、所在地その他の基本情報に関する事項

- イ 施設等の名称及び所在地
- ロ 施設等を運営する法人の種類
- ハ 教育・保育施設又は地域型保育事業の種類
- ニ 利用定員及び利用小学校就学前子ども数
- ホ その他都道府県知事が必要と認める事項

二 施設等の収益及び費用に関する事項

- イ 施設等を運営する法人の種類に応じた収益及び費用の内訳
- ロ 施設等の収益に対する人件費の割合
- ハ その他都道府県知事が必要と認める事項

三 施設等の職員の人員数に関する事項

- イ 施設等の職員の職種別人員数
- ロ その他都道府県知事が必要と認める事項

四 施設等の職員の給与等に関する事項

- イ 施設等の各職員の給与
- ロ 施設等の職員の職種別給与
- ハ 施設等の職員に係る標準的な給与体系

ニ その他都道府県知事が必要と認める事項

五 その他都道府県知事が必要と認める事項

なお、都道府県又は市町村が設置する特定教育・保育施設等（以下「公立施設等」という。）については、専門家会議報告書において、「公立施設等については、その性格を踏まえ、収入・支出の状況、職員給与の状況等についての報告は求めないこととするが、「個別の施設・事業者単位での公表」を行う上で必要な情報の報告を求めることとする」とされたこと、及び処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善を図ることが経営情報の継続的な見える化の主たる目的であることを踏まえ、施設等の収益及び費用（別表第3第2号）並びに各職員の給与（同表第4号イ）についての報告は求めないこととし、その旨かつこ書で規定されているものです。

Ⅲ 個別の施設等单位で公表する経営情報について（法第58条第3項、府令第51条の2関係）

（1）個別の施設等单位での公表（法第58条第3項関係）について

都道府県知事は、法第58条第2項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、経営情報にあつては、職員の処遇等に関する情報であつて、小学校就学前子どもに教育・保育を受けさせ、又は受けさせようとする小学校就学前子どもの保護者が適切かつ円滑に教育・保育を小学校就学前子どもに受けさせる機会を確保するために公表されることが必要なものとして内閣府令で定める事項を公表しなければならないこととされました。

（2）個別の施設等单位で公表する経営情報（府令第51条の2関係）について

上記（1）の内閣府令で定める事項については、府令において、都道府県知事が報告を受けた経営情報のうち、個別の施設等单位で公表する事項について新たに別表第4を規定し、これに掲げる項目について公表することとされました。

これは、令和5年1月から開催された「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議」において同年8月に取りまとめられた報告書及び専門家会議報告書において、以下のとおり指摘されていることを踏まえ、規定されたものです。

- ・ 保護者や保育士等の求職者に関心の高い情報である、施設・事業者の基本データ（人件費比率等の主要な経営指標を含む。）やモデル賃金等について、個別の施設・事業者単位で情報を公表していくことの意義は高いこ

と。

- ・ 実際に配置されている職員の状況については、公定価格上の配置基準との対比をもって示すことは、経営情報の見える化の主要な目的に照らして重要であること。
- ・ 保育士等の求職者の職場の選択を支援するという目的に鑑みると、職員の給与水準を施設等单位で明らかにすることには目的整合性が認められ、特に、その状況を定量的に示すことによる情報価値は非常に高いこと。ただし、報告がなされた個人ごとの給与額をそのまま公表することは個人情報保護の観点から許容されないこと、職種ごとに給与額の平均値として公表する場合でもあっても小規模施設等では個人の給与額を推知できてしまうこと等から、実績ベースでの公表が困難であるため、モデル化した給与額として公表することが合理的であること。
- ・ 施設・事業者の類型も経営主体も多種多様である中では、情報利用者側で各種の前提条件についての適切な理解がなされていない場合が多く、個別の施設・事業者の詳細な経営情報（収支計算書等）について公表した場合に、その解釈において誤解が生じる可能性が高いこと。また、幼児教育・保育分野においては、経営主体の違いにより採用している会計基準も異なり、人件費に含まれる費用の範囲（勘定科目）の解釈には幅があると考えられること等から、「狭義の人件費（※１）の比率」を基本公表情報としつつ、「広義の人件費（※２）の比率」を参考情報として掲載することを希望する施設等については、「広義の人件費」に含める職員に関する各種経費について、任意に報告できるようにすることが合理的であると考えられること。

（※１）当該経営主体が採用する会計基準において明示されている「人件費」、派遣職員に係る経費（紹介手数料を除く。）、法定福利費をいう。

（※２）「狭義の人件費」のほか、福利厚生費、研修研究費、職員採用に係る経費（紹介手数料等を含む。）、その他施設等において「広義の人件費」と判断するものをいう。

○別表第四（第五十一条の二関係） ※カッコ内は補足

- 一 前表第一号に掲げる事項（施設等の名称、所在地その他の基本情報に関する事項）
- 二 前表第二号ロに掲げる事項（施設等の収益に対する人件費の割合）
- 三 前表第三号イに掲げる事項（施設等の職員の職種別人員数）
- 四 前表第四号ハに掲げる事項（施設等の職員に係る標準的な給与体系）
- 五 その他都道府県知事が必要と認める事項

なお、公立施設等については、上記のうち施設等の収益に対する人件費の割合については報告項目から除かれていることを踏まえ、公表項目からも除くこととし、その旨かっこ書において規定されているものです。

IV 経営情報の調査及び分析並びに当該結果の公表について（法第 58 条第 4 項、府令第 51 条の 3 関係）

（１）経営情報の調査及び分析並びに当該結果の公表（法第 58 条第 4 項関係）について

都道府県知事は、内閣府令で定めるところにより、法第 58 条第 2 項の規定により報告を受けた特定教育・保育施設設置者等経営情報について調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとされました。

（２）経営情報の調査及び分析並びに当該調査及び分析の結果の公表の方法（府令第 51 条の 3 関係）について

上記（１）の内閣府令で定める方法については、府令において、都道府県知事は、法第 58 条第 2 項の規定による報告を受けた経営情報について、施設等を運営する法人の種類、教育・保育施設又は地域型保育事業の種類、利用定員その他都道府県知事が必要と認める事項に応じて調査及び分析を行い、当該調査及び分析の結果を公表するよう努めるものとされました。

これは、専門家会議報告書において、「報告された情報は、行政機関において、公定価格の改善をはじめとする幼児教育・保育政策の検討に活用される。加えて、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育・保育の現状・実態に対する、国民の正確な理解を促進するためにも活用される。一般的な情報利用者に誤解を与えないよう、適切にグルーピングし集計・分析された、分かりやすい形での情報を公表していくことが重要である。」と指摘されるとともに、グルーピングの視点として施設類型、法人形態、規模等が示されていることも踏まえ、規定されたものです。

V 経営情報の調査について（法第 58 条第 5 項、府令第 52 条関係）

（１）経営情報の調査（法第 58 条第 5 項）について

都道府県知事は、法第 58 条第 2 項の規定による経営情報の報告に関して必要があると認めるときは、法の施行に必要な限度において、当該報告をした特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に対し、経営情報のうち内閣府令で定めるものについて、調査を行うことができることとされました。

(2) 経営情報の調査の項目（府令第52条）について

法第58条第5項の内閣府令で定める調査を行うことが出来る経営情報は、別表第3に掲げる項目に関する情報とすることとされました。

VI 経営情報の未報告、虚偽の報告等への対応について（法第58条第6項関係）

都道府県知事は、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者が法第58条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第5項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができることとされました。

VII 法第58条第6項の規定による処分をしたときの通知について（法第58条第7項関係）

都道府県知事は、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に対して法第58条第6項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の確認をした市町村長に通知しなければならないこととされています。

VIII 施設等の確認の取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力の停止について（法第58条第8項関係）

都道府県知事は、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者が、法第58条第6項の規定による命令に従わない場合において、当該施設等の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその確認をした市町村長に通知しなければならないこととされています。

第3 本システムについて

I 本制度と本システムの関係について

経営情報の報告・公表に当たっては、対象施設が県域を越えて運営されている場合もあるといった実態を踏まえ、利用者等の利便性を確保するために、インターネット上で全国の施設等情報が閲覧・検索できるよう、機構が運営する本システムを通じて行うこととし、施設等が経営情報について本システムを利用して市区町村を経由して都道府県に報告した場合には、法第58条第2項に基づき経営情報を報告したものとみなされるとともに、都道府県が本システムを利用して施設等单位での経営情報の公表を実施した場合は、同条第3項の規

定に基づき経営情報を公表したものとみなされます。なお、人員配置や職員給与、収支の状況については、専門家会議報告書において、「政策検討への活用可能性」と「施設・事業者の事務負担」のバランスを図る観点から、経営実態調査における各種様式や処遇改善等加算に係る事務手続の様式（実績報告書等）を参考として報告様式を設計することが考えられると指摘されたことを踏まえ、報告様式の設計を行ったものです。また、法定・法定外休暇の利用状況、平均時間外労働時間、離職率・離職理由、ICTの導入状況、職場環境に係る認証取得状況、人材育成に向けた取組状況（研修制度の有無や職員の研修受講状況等）、採用の方法、子育て支援員の取得状況、職員の満足度、ダイバーシティに向けた取組状況等の人的資本に関する事項については、施設等に対して当該情報の報告を求め、その内容を公表していくことは、保護者や保育士等の求職者に対し各施設等の魅力をアピールする機会として作用することも期待される一方で、一律に義務付けた場合、施設等にとっては過大な事務負担になると考えられると専門家会議報告書において指摘されたことを踏まえ、任意項目として新たに報告様式の設計を行ったものです。

また、本システムによる調査及び分析の結果の公表をもって、同条第4項の規定に基づき、都道府県が経営情報について調査及び分析を行い、その結果を公表したものとみなされます。なお、本システムによる調査及び分析の結果の公表の設計については、第2 IV（2）の内容も踏まえ、引き続き本システムの設計開発を進め、令和7年秋を目途に運用を開始することを予定しております。

他方、これらについては、府令の関係規定に基づき、「その他都道府県知事が必要と認める事項」が対象として含まれていることから、本システムにおいて対象となっている事項とは別に、都道府県が独自の取組を行うことを妨げるものではありません。

II 本システムにおける施設の設置主体情報の入力について

施設等が経営情報を入力する際には、所管する施設等の設置主体（公立・私立）を自治体が正しく入力する必要があります。内容が誤っている場合、又は表示されていない場合は、以降の項目を入力することが出来ません。

したがって、施設の設置主体情報を未入力や未更新の自治体におかれましては、可及的速やかに御対応いただきますようお願いいたします。

III 本システムにおける経営情報の取扱いについて

本システムにおいて報告された情報は、報告先である都道府県が保有するものですが、機構（外部に委託する際の請負事業者等を含む。）における当該情

報の取扱いに当たっては、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう適正に管理するものとする旨、こども家庭庁より機構宛に別途通知しております。

この点、経営情報には、施設等に所属する特定の個人の権利利益や法人の競走上の利益が害されるおそれがある情報が含まれており、経営情報が悪意をもって利用されれば、本制度に対する信頼と協力を損なう可能性があることから、当該情報の秘密は保護する必要がある、個人や法人を特定することができる内容を公にすることを前提として収集するものではありません。

このことを踏まえ、情報の保有主体である都道府県における当該情報の取扱いに当たっても、情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることとし、他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう御留意いただきますようお願いいたします。

IV 本システムによる報告・公表について

本システムによる報告・公表については、以下のとおりとします。

(1) 報告の方法

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、本システムを通じ都道府県へ報告してください。

(2) 報告の時期

報告の時期は、法第 58 条第 2 項の規定に基づき、毎事業年度終了後 5 か月以内となります。

(3) 公表の時期

事業者による報告後、各自治体による確認等を踏まえ、都道府県において速やかに公表してください。

V 本システムの詳細情報について

経営情報の見える化に伴う本システムの操作説明書など、運用に必要な詳細情報は、順次以下 URL に掲載してまいりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

【子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板】

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kdmsys/jigyo/>

第 4 その他の留意事項について

I 施設型給付を受けない幼稚園に係る取扱いについて

(1) 本制度及び本システムとの関連について

施設型給付を受けない幼稚園については、法第 58 条において経営情報の報告が義務付けられる施設等には該当しませんが、専門家会議報告書において、「国民や関係者に対する情報公表の充実を図る観点からは、これらの施設・事業者も含めて、積極的な情報公表が行われることが有意義であり、継続的な見える化における情報公表の仕組みの運用に当たっては、これらの施設・事業者の個々の判断に基づく情報公表を行えるようにすることとする」とされたことを踏まえ、施設型給付を受けない幼稚園も経営情報について報告できるよう、本システムの改修を行ったところです。

併せて、幼稚園の施設類型を「幼稚園－新制度園」から「幼稚園－施設型給付を受ける幼稚園」、「幼稚園－私学助成園」から「施設型給付を受けない幼稚園」にそれぞれ変更したところです。

- (2) 施設型給付を受けない幼稚園に係る本システムによる報告・公表について
施設型給付を受けない幼稚園に係る本システムによる報告・公表については、以下のとおりとします。

ア 報告の方法

施設型給付を受けない幼稚園は、本システムを通じ都道府県等へ報告してください。

イ 報告の時期

期限はありませんが、報告する場合は毎事業年度終了後 5 か月以内を目途に報告してください。

ウ 公表の時期

事業者による報告後、各自治体による確認等を踏まえ、都道府県において速やかに公表してください。

- (3) 施設型給付を受けない幼稚園に係る掲載希望の確認について

各都道府県子ども・子育て支援制度担当部局におかれましては、各都道府県私立学校主管部（局）等とも連携いただき、域内に所在する施設型給付を受けない幼稚園に本システムへの掲載希望の有無を御確認の上、登録・公表の実施をお願いいたします。なお、登録については、都道府県と市町村間で権限移譲や協議等を行っている場合はこの限りではありません。

また、各市町村におかれましては、施設型給付を受けない幼稚園から申請のあったデータについて、本システム上の確認処理（入力内容の確認は不要）を行っていただきますようお願いいたします。公表までの詳しい手順は、下記をご参照ください。

＜施設型給付を受けない幼稚園の公表までの手順＞

①都道府県において、施設型給付を受けない幼稚園の本システムへの掲載希望の有無を確認する。

②都道府県において、掲載希望のある施設型給付を受けない幼稚園の基本情報を登録する。

（権限移譲や別途協議を行っている場合は市町村が登録する。）

※既に基本情報等を公表している施設型給付を受けない幼稚園については①及び②の対応は不要。

③施設型給付を受けない幼稚園において、施設の特定教育・保育施設設置者等経営情報の入力及び公表申請を行う。

④市町村において、申請のあった施設型給付を受けない幼稚園のデータについて本システム上の確認処理を行う（入力内容の確認は不要）。

⑤都道府県において、申請のあった施設型給付を受けない幼稚園の入力内容を確認し、公表処理を行う。

II 本システムにおいて報告した情報の国への提供依頼について

こども家庭庁においては、本システムにおいて報告する経営情報と、経営実態調査における調査項目や処遇改善等加算に係る事務手続の様式（実績報告書等）の報告項目が重複していることを踏まえ、今後、本システムにおける経営情報を活用することで、これらの調査・報告を省力化・効率化することを検討しております。

これに際して、本システムにおける経営情報の保有主体である都道府県に対して、こども家庭庁から経営情報の提供依頼を行うことが有り得ますので、その場合には御協力いただきますようお願いいたします。なお、個人を特定することができる経営情報の提供依頼を行うことはありません。

III 本システムの令和7年度における改修予定について

本システムについては、令和7年度において、経営情報の見える化の関連として処遇改善等加算の一本化に対応した報告様式に改修を行うほか、認可外保育施設に関して検索機能の改善（施設種別における絞り込み、絞り込んだ施設の地図表示、フリーワード検索等）や事業所番号の付番のための改修、及び保育ワンスオンリー（保育業務施設管理プラットフォーム）・保活ワンストップ（保活情報連携基盤）との連携のための改修を行い、国民が保育所等の情報をより簡単に検索・閲覧できるようにする予定です。

IV 本システムと保育DXの関係性について

Ⅲでも述べたとおり、令和7年度において、本システムと保育DXのために国が整備する基盤（保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤）との連携のための改修を行う予定であるところ、これらの基盤は令和7年度末に試行運用を開始し、令和8年度以降全国展開を進めることとされており、これらの基盤における基本的な施設情報は、本システムから連携されることとなります。

したがって、これらの基盤における基本的な施設情報を正確かつ最新のものに保つという観点からも、本システムにおける経営情報及び教育・保育情報の報告・更新を適切に行っていただきますようお願いいたします。

なお、これらの基盤の今後の予定や自治体における利用に当たっての手続等については、令和7年度に開催予定の説明会等を通してお知らせいたします。

（参考資料）

【別添1】子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）
（抄）

【別添2】子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和7年政令第140号）（抄）

【別添3】子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う子ども家庭庁関係法令の整備に関する内閣府令（令和7年内閣府令第35号）（抄）

【別添4】保育所等における経営情報の継続的な見える化について（令和7年3月25日こども家庭庁成育局保育政策課説明資料）

【照会先】

（制度等全般に関して）

こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室

Tel 03-6858-0127

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

Tel 03-6734-2374

（システムの操作に関して）

WAMNETヘルプデスク（子ども・子育て支援情報公表システム）

Tel 0570-000-632（※平日9:00～17:00）

（システム運用等に関して）

独立行政法人福祉医療機構 情報事業部 WAMNET 振興課

Tel 03-3438-9262